

台湾における県産青果物プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する台湾における県産青果物プロモーション業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 目的

台湾は、国産青果物輸出額の約3割を占める地域であり、県産青果物の輸出拡大に向けて有望な市場である。一方で、県産農産物については、平成23年の東日本大震災（原発事故）以降、規制が緩和される令和4（2022）年2月まで輸出が停止していたことから、市場の獲得に向けて台湾現地における県産青果物の認知度向上を早急に行っていく必要がある。

(2) 対象国・地域

台湾

(3) 対象品目

なし（「にっこり」、いちご（主に「とちあいか」）

2 委託業務内容

(1) プロモーションの基本方針

乙は、現地の輸入事業者等と連携し、現地のバイヤーや消費者等の県産青果物に対する認知度並びに購買意欲の向上を図るほか県産青果物の評価を確認するために、以下の(2)から(6)を基本として、台湾現地におけるプロモーション活動を実施すること。

(2) 実施期間

令和6（2024）年12月から令和7（2025）年2月とし、特に、春節などの青果物需要が高まる時期を捉えて集中的に実施すること。

(3) 実施回数

実施回数は、2(2)の期間において、週末を中心に品目ごとに3回以上（計6回以上）実施すること。

(4) 品目ごとの実施内容

①なし

ア 対象品種は「にっこり」とし、プロモーションの実施に際しては、他県産や他国産にはない、果実の大きさやなめらかな食感、強い甘みなどの「にっこり」ならではの特長をバイヤーや消費者に的確に伝える取組を行うこと。

イ バイヤー及び消費者に対し試食宣伝を実施すること。消費者に対しては、一般消費向け（量販店等）及び贈答向け（青果専門店等）の両方を実施すること。なお、実施場所は甲乙協議の上決定する。

ウ バイヤーに対し、下記の内容についてヒアリング調査を実施すること。なお、具体的なヒアリング項目は甲乙協議の上決定する。

- ・台湾における需要や市場性の確認

- ・他県産や台湾産なしなどの競合品と比較しての評価
- ・取扱希望価格や輸送・通関に係る費用等、産地・生産者の収益性の試算に必要な情報
- ・その他、必要と思われること

②いちご

ア 対象品種は「とちあいか」及び「スカイベリー」とし、特に「とちあいか」については、大果で、食感に優れ、甘みの強い特長を消費者やバイヤーに浸透させるための取組を行うこと。

イ 消費者の認知度及び購買意欲の向上を図るため消費者に対し試食宣伝を実施すること。なお、実施場所は甲乙協議の上決定する。

(5) 実施に当たっての留意点

ア バイヤーや商品販売担当者等への啓発活動

バイヤー及び小売店の商品販売担当者に対して県産青果物の魅力などの商品情報、商品の取扱や陳列等に関する留意点等を周知する取組を行うこと。また、必要に応じて販促資材等の提供を行うこと。

イ 実施方法

装飾、備品等の配置計画、ストックヤードの確保方法等について、提案の上、実施すること。また、社会情勢や食習慣等を勘案の上、実施すること。

ウ 販促資材等の作成及び活用

(ア) 対象品目の特長や背景をバイヤーや消費者に伝えることのできる販促資材等を作成し、PR及び配布すること。

(イ) 資材作成に必要なデータは、甲から提供する。

エ 試食用サンプルの手配

バイヤー等への試食提供にあたり、甲乙協議の上、対象品目を確保すること。

オ 試食用サンプル等の輸送及び手続き等の実施

(ア) サンプルの輸送

現地のプロモーション実施場所まで輸送すること。

(イ) 通関手続等

通関、動植物検疫、放射性物質検査及びその他必要書類の取得等、甲乙協議の上、輸出に係る諸手続を行うこと。なお、水際検査の対応について効果的な手法を提案し実施すること。

カ 現地検品等

甲乙協議の上、必要に応じて検品等を行うこと。

(6) その他、県産青果物の輸出拡大において必要な活動

県職員等が市場調査等を行うため渡航する場合は、甲乙協議の上、輸入事業者やバイヤーとの面談、プロモーション実施店舗訪問等に係る事前調整及び現地での案内などを行うこと。また、本委託業務の実施に当たり甲が必要と認める関連業務を実施すること。

3 委託業務の実施場所

日本国内、台湾

4 委託期間

契約締結の日から令和7(2025)年2月28日までとする。

5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。また、この仕様に基づいて発生した経費の支払いは日本国通貨を基本とするが、その詳細は契約時に別途協議の上決定する。

6 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を以下の①及び②（いずれも任意様式）の提出により、契約期間内に行うこと。

① 業務完了報告書

② 成果品

ア 成果報告書（電子媒体）

成果報告書には以下の内容を記述すること。

- ・ 事業の結果概要（実施店舗、期間等）
- ・ バイヤーへのヒアリング結果
- ・ 商品取扱担当者や消費者の反応
- ・ 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- ・ 輸出拡大を図るための提案
- ・ その他、委託業務に係る事項

イ 現地における主な活動記録写真（電子媒体（JPEG形式））

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

7 その他

- (1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。